管	案 提	是案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検計要請に対する回答
006	050 ル株式	フインターナショナ 式会社 -ムヴィジョン25)	PINEWOOD OKINAWA MOVIE STUDIOS (POMS) 雇用促進・観光・貿易振興 を目的とした世界レベルで のコンテンツ座業創造プロ ジェクト	道路交通法第77条	国家戦略特区に指定された場合は手続きを簡素化できるようにする	映画のロケーションに対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、道路交通 法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性 の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案した上で、個別 具体的に判断することしており、事前相談への遊切な対応、含意形成の円別代との協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-
011	070 宮崎県	杲	みやざき農業活力創生特 区	道路交通法第70条 道路交通に関する条約 (ウィーン,1968) 第8条	自動走行や隊列走行等に係る研究開発を促進 するため、公道での無人トラックによる実証走行 が行えるよう、規制の緩和を行う。	道路交通法策70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和38年条約第17号。いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操機・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。また、追称交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を削援しつつ、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する義務を緩和することは困難である。なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-
015	010 香川県	県	瀬戸内海を活用した「アート 県かがわ」の交流人口拡大 戦略特区構想	道路運送法第78条、第79条、第79条の4 道路運送法施行規則第48条、第49条、第51条 道路交通法第86条第1項	を保有しない一般旅客自動車運送業以外の者 (観光施設・民宿・観光ボランティア等)による観 光客への観光施設送迎の緩和を行うことによ	自家用有價旅客運送は、バスやタケシーのみによっては十分な輸送サービスを提供することが困難である場合において、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、自家用有價旅客運送により機識を行う必要化があることについて合意が得られた場合に限つて実施できるものである。 平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化および運送する旅客の範囲の拡大について制度の見直と行ったところであり、非営利性を前提し一定の組織性を有することやいて制度の見直と行ったところであり、非営利性を前提し一定の組織性を有することといて表書が出たは、また、版客の範囲について、当該地域が一定の条件下であることを市町村長が認めた場合に関リ、地域が小の余米計等を必ずと可能し、また、版字の範囲について、当該地域が一定の条件下であることとしており、現行制度においても返営協議会等での合意を得られれば実施は可能である。なお、自家用有償旅客運送においては、運転者の教育を呼上して、第二種運転免許の保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられているものではなく、有効な第一種運転免許を保有が義務付けられている場合では、100円では、100	-	-	-
015	050 香川県	県	瀬戸内海を活用した「アート 県かがわ」の交流人口拡大 戦略特区構想	道路法第32条 道路交通法第77条	路上でのオープンカフェや移動販売車の営業に ついて、道路使用・占用許可が取得しやすくなる よう弾力的な運用を図る。	道路においてオープンカフェや移動販売車による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当族行為が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことなく、道路交通法等円突至収[基金方・当接行為公公益性の程度・地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に勘案化た上で、個別具体的に判断することとしており、事前組換、の適切な対応、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-
022	010 個人		デジタルダーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第12号)第2条第1項第 8分 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律能行規制(昭和80年国家公安委員会規 別第1号)第5条第4号	加禁止、及び、会場での選手への酒類提供の禁止を原則とし「お今」が「営業者を済まれた際数」	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の報果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される逆技設信法のことの、当該遊技設合は含る意実を風営適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、賭博等を始め、客の料率心をそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	-	-	-

提到管理	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
0220	0 個人	デジタルダーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第 8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す 成本律能行規則(昭和6年国家公安委員会規 則第1号)第5条第4号	則とし、「協会」が「営業者を適正に監督」し、「営業者の適正な管理」の下、本来の用途である	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を偏える店舗等において客に遊技ささせる営業を風管適正化法の製剤の対象から除外した場合には、当該営業について、費間等を始め、客の射率心をそそる遊技が行われ、善良の風俗を害するおそれがあることから、特区として対応することはできない。	-	-	-
0220	0 個人	デジタルダーツ特区	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す る法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第 8号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関す 法律能行規則(昭和64年国家公安委員会規 則第1号)第5条第4号	させると共に、飲酒者の参加禁止、及び、講習 中の酒類提供禁止を原則とし、「協会」が「営業	デジタルダーツについては、矢の当的位置に応じて得点が自動的にデジタル表示されるものであり、遊技の結果が数字、文字その他の記号又は物品により表示される遊技設備に該当するところ、当該遊技設備を備える店舗等において客に遊技をさせる営業を選 置適正化法の規制の対象から除外した場合には、当該営業について、開博等を始め、客の財争心をそる遊技が行われ、書 長の風俗を書するおそれがあることか、存足して対応することはできない。 なお、提集者がどのような行為について「接待」に該当しないものとするよう提案しているかが定かではないが、風営適正化法においては、教業的雰囲気を醸し出す方法により客をもてなす行為であれば「接待」に当たることとなる。	-	-	-
0381	製造所、東ノー(株) 関 の 事業所、出光興産(株)徳	T T T T T T T T T T	道路運送車両法第4条、第58条(車両登録・車 核) 自動車損害賠償侵限法第5条(自賠責保険) 道路交通法第35条(運転免許)	水素ステーション立地予定地の隣接地には、フォークリフトを使用している企業団地が存在している。当該水素ステーションにおいて、水素を定した許可や、仮プレートの交付等の規制総和により、①自動車を登をしていない。②自動車検査証の交付をうけていない、②自動車検査を回り、では、②自動車を登録していない。受けを可能にする。 ※安全を担保する代替措置等・フォークリフトの公益走行を可能にする。 ※安全を担保する代替措置等・フォークリフトの公益走行を可能にする。 ※安全を担保する代替措置等・フォークリフトの受けた。フォークリフトの運転に熟知した者が対応する。		右提案者からの意見を 論まえ、回答されたい。	創出や水素ステーション等のインフラの整備等 を一体的に進めていくことが重要である。 今回の提案は、水素ステーションの隣接地で 使用されているフォークリフトを燃料電池フォー クリフトに切り替えることで、水素需要の創出を	御提案の走行エリアが、不特定の人や自動車が自由に通行することができる場所であるなど、道路交通法上の「道路」に該当する場合には、同エリア内において居住、成分する方のみならず、同エリア外からも多数の人や自動車が住来することから、運転免許を持たない方が自由に自動車等を運転することにより、道路交通の危険や障害を生じさせるおそれがある。したがって、同エリアにおいて、無免許の方が自動車等を運転することは、その走行目的のいかと使用がず、道路交通の安全を確保する観点から認められない。 なが、御提案にある燃料電池フォークリフトのうち、小型特殊自動車に該当するものについては、普通免許等を受けている方が運転することが可能であり、新たに小型特殊免許を勤停する場合でも、強性試験及び手科試験のみで技能試験は課されていない。また、山口県では、毎月、周南市を管轄する警察署で小型特殊免許試験を実施している。
0430	慶應義塾大学先端生命 科学研究所 ヒューマン・メタボロー ム・テクハロシーズ株式 会社 気向を様式会社 鶴岡市 山形県	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公衰)
0530	0 江戸川区	地域活動と一体となった都 市空間創出(国家戦略道路 占用事業)	道路法第32条(道路占用許可)、道路交通法第77条(道路使用許可)	道路占用、道路使用を柔軟に許可	道路においてワゴンやオープンカフェ等による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該行為が収益を伴うものであること又は継続的かった復復的に行われるものであることとの一事をもって直ちに否定的は判断を下さったが、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の益性の程度、地域住民、道路科用者等の合意形成の決定等を総合的に制築した上で、個別具体的に判断することとしており、事前相談への適切な対応、会言形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括受付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び弾力化を図っている。	-	-	-

提案管理	「	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
0620-	①広島県(総務局経営 ① 広島県(総務局経営 0 企画デーム) 0 ②株式会社エネルギ ア・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	道路交通法第77条	使用許可基準の見直しや申請手続きの簡素化 が必要である。	道路における危険を生じさせ、交通の円滑を阻害するおそれがある工事・作業をする場合や道路に人が集まり一般交通に署しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合は、ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要するが、これらに当たらない形態で、単にアローンを利用して道路上空から撮影を行おうとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
0721:	0 徳島県	日本版CCRC・徳島モデル (vs東京型・CCRC) の推進 による「ふるさと・徳島回帰」 の実現	電波法第4条、第10条、第38条の6、第38条 の33、第39条、第39条第39条第36、電波法施行規則第6条、第33条、前空 第33条、電波法所規則第6条。第33条、前空 法第99条の2、同法施行規則第209条の4、道 路交通法第77条、民法第207条	特区内のUAV使用については、事前に使用者 と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査) を行っていることを前提に許可する。 1)電波法・特区で指定した機材については、免 許を必要とせずに使用が可能。 1)航空法・包括的な事前試鑑はより、都度の国 出交通舎への通報は不要。 11)道路交通と包括的な事前計画で、警察へ の届出により使用が可能(許可不要)。 り民法、建築物がない私名地(海等)上空につ いては使用が可能(高度基準の策定要)。 ※実証事際にあたっては中山能(海等と空)を対象地域として(性常が可能(高度基準の策定要)。 ※実証事際にあたっては中山能(海を建せ切る程度 とする)、事前に安全なルートを想定したと、 バラシュード(高度60m以上の場合)設置など の安全措置も講じながら実施するものとする。	道路に入が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合は、 UAVを利用するか否かにかかわらず、選路使用許可を要するが、これに当たらない形態で、単にUAVを利用して道路上空から撮影を行おうとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
0780	0 株式会社 玉越	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)	-	-	-
0790	1. 人吉市【提案代表 者】 0. 一般社团法人九州 ⑤空間情報实践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第76条第2項)・・・禁止行為 (第77条1項)・・・道路の使用の許可	特区内の公道上で、例えば高さ10m以上のドローン飛行については、道路使用許可手続きを不要とする。	道路に人が集まり一般交通に著しい影響を及ぼすような撮影等を行おうとする場合は、 ドローンを利用するか否かにかかわらず、道路使用許可を要するが、これに当たらない 形態で、単にドローンを飛行させようとする場合は、現行制度上、道路使用許可を要しない。	-	-	-
0790	1. 人吉市【提案代表者】 名】 2. 一般社团法人九州 G空間持衛突践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条第 2項)・・・適用関係や基準の明確化	基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。 (例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部分は建築基準法に基づく建築物に位置付けない(消防法に定める防	御提案の「ドローンのバッテリー不足に伴う充電や緊急着陸への対応」のための「基地局」として具体的にどのようなものを想定しているのか明らかではないが、選路交通法第一部条第2項の設定により、信号機の効用を妨げるような工作物又は物件を設置することは禁止されている。 また、信号機は、その上に「基地局」を設置することを想定して設計されているものではないため、耐荷重等の観点から、信号機の維持管理に支障を生じさせるおそれのある「基地局」を信号機の上に設置することは割難である。	-	-	-

1	是案 管理 手号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
07	9140 G	. 人吉市【提案代表 計】一般社団法人九州 空間情報実施協議会 九州大学 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近 未来技術実証特区 @人吉	道路交通法(第70条) 道路運送車両法(第40条~第40条) 労働安全衛生規則(第150条の4)	や枝打ち機能についての作業省力化と低コスト 化により、林業の推進に貢献が見込まれること から、森林施業ロボットによる下刈り、枝打ち機 能における安全基準を新たに設ける。	御指摘の林道が一般交通の用に供されていないのであれば、道路交通法は適用されない、また、一般交通の用に供されている場合でも、御提案のような車両に当たらないと認められる四足歩行の森林施業ロボット(Stinal)については、道路交通法第70条の適用はないと考えられる。 ないと考えられる。 なら、ロボットの公道実証実験は「ロボット公道実験円滑化事業」(構造改革特別区域基本方針「平成15年1月24日開議決定)別表1の番号103)の全国展開により、道路使用許可の対象行為とされており、領建築の森林施業の市がり(Stinal)こいても、道路便用許可を受けた上で、公道での実証実験を行うことは可能であり、許可した警察署長は、他の車両又は歩行者の衝突率故を防止する必要性が認められる場合は、通行規制の要否についても検討することとなる。	-	-	-
090	4011 및	- 般社団法人新経済連 1	Japan Ahead	道路交通法第70条	いては、一定の条件を付けた上で、道路交通法 第70条に規定されている車両等の運転者に義	道路交通法第70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条約第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操縦・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置て上は限度である。また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等部拠と一つ、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する高務を緩和することは困難である。なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態模であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-
02920	4080 R	- 般社団法人新経済連 1	Japan Ahead	道路交通法第七十六条、七十七条	歩行者天国を行なっている場合は原則許可する	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に使って行われることにより交通の妨害となるおそれななると認められるとき、計可に付された条件に使って行われることにより交通の妨害となるおとれなるとなると認められるときない。とならまた、所籍警察署長は、許軍としてはは公はないこととされている。 また、地域活性化等に資するという社会的な意識があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づして行われるイベン・特定ついては道路使用許可手続が円滑に行われるようを定した。一般である。という社会的な適用を明ず手続が円滑に行われるよう起こた。連升のな道用を回っている。 なた、運みの効用を切けであるように工作物のは海性を関することは禁止されているが、同項に違反しない広告の設定については、道路交通法上、その形状、色、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状、色、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状、色、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状、色、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状」を、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状」を、大きさ等に関する規制は設けられていない。 御要望にある「広告の形状」を、大きさ等に関する規制はなけられていない。 他のようなに対している。	-	-	-
OS	5020 £	同去社ノブル	大型旅客船〜小型船舶(海 上タクシー)を活用した、羽 田エリアと精ギ ブロジェクト	刑法第185条、第186条 風俗営業適正化法第23条	刑法や風俗営業適正化法を改正して、日本領海上でのカジノ等の賭博行為を可能とする。	請博は偶然の事情をたのんで財物の得裏を争うものであり、刑法において禁止されている。 他方で、ばちんこ営業等設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる 営業については、その影様によっては客の射幸心を著しくそり、また、賭博罪に当たる 「海において、現金等を営品として提供することを禁止している。これらの規定の趣旨に 鑑みて、風営適正化法を改正して現金提供可能な遊技を認めることや、地域を限って例 外措置を設けることは、普良の風俗や清浄な風俗環境を書することとなり、困難である。	-	-	-
09	6020 £	合同会社ツクル	世界最高水準の開発・製造・販売サイクルを確立する実証実験フィールド&マーケット隣接プロジェクト	道路交通法 ※第70条	義務、安全状態確認義務を認める(事故発生時	道路交通法第70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和30年条約第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操艇・運転に係る義務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置く上は開催である。また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を削減としつ、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基本目前に検討することなくして、運転者の操縦に同うこを務めを選択さることは困難である。なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態性であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-

提案管理	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
09811	0 北九州市	造特区 〇"知"の創造拠点 ・公道での自動走行の技	道路交通法 第70条 安全運転義務 道路交通法 第77条 道路使用許可 道路運送車両の保安基準第11条の告示で定め る基準	と運転者がハンドルに手をかけた状態での実証 条件の緩和や隊列自動運転や駐車場からの出 入り等、無人による実証の認定。 ・自動運転車、搭乗型ロボットの実験を可能とす る「道路使用許可」の取扱い基準の通達発令。	(自動運転について) 道路交通法策70条について、我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和39年条 約第17号。いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の通正な接級 運転に係る 義務について規定しており、国内法においても上異なる規定を置ぐことは困難である。 また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められた車両等を前提としつ、その通行方法等を定めるのであるところ。運転者が無疑しない場合の技術的な基準も同時に検討することなくして、運転者の操縦に関する截落を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態株であれば、道路交通 法上、目動走行システムの実験を禁止する規定はなく、道路使用許可を得ずとも、公道 実証実験は可能である。 (格乗更移動支援ロボットについて) 搭乗更移動支援ロボットの公道実証実験に係る道路使用許可の取扱いに関する基準について、本年7月、構造改革特別区域における規範の特例指置の全国展開に合わせて、迅速(「指乗型移動支援ロボットの公道実証実験に係る遊路切りを限じていて、1年成27年7月2日付け警察庁丁文企発第104号、丁規発第38号))を既に免出している。	_	_	-
1280	0 福島県	福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト	道路交通法第77条第1項(道路の使用の許可)	特区内の特定の道路、地域等においてインフラ 点検ロボットや無人航空機滑走路等実証実験等 を実施する際、道路使用許可の手続を円滑化す るために、包括的(例えば通中な道路使用する道路使用する に、道路使用の都度、届出で済むよう手続きの 変更を希望する。	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為を無制限に行わせることは、道路交通の安全と円滑を図る上に少なからぬ障害を生ずることなるため一般になれたを禁止し、再轄警察署長が特に支援がないた認める場合はその一般的な禁止を解除して適法にその行為を行わせるという制度である。 個別の道路使用許可の可否の判断は、所籍等署長が、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度合い、当該行為の公益性の程度、地域住民、通路利用者の合意形成の状況等を色的に動業に上た、個別具体的に行み受断あることから、これを届出制度よずることはできない。一方、道路使用許可の許可期間について法を上明文の規定はなく、個別の申請に対する許可の期間は、当該中期等の学が開間について法を上明文の規定はなく、個別の申請に対する許可の期間は、当該中期等の等に対策・当該行為の目的や態様等、様々な事情を参合的に考慮して決定しているところ。とりわけ公益性の高い事業に対しては、許可期間を含め、その目的が達成できるよう配意した弾力的な運用を図っている。	-	-	-
1380	0 豊島区	グリーン大通りオーブンカ フェ	道路交通法第77条第2項(道路の使用の許可)	営業行為については、法で明確に禁止されているわけではない。一律に原則禁止とするのでは	道路においてキッチンカーや物販車による営業を行う行為に対する道路使用許可の可否を判断するに当たっては、当該行為が収益を伴うものであること又は継続的かつ反復的に行われるものであることの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことな、道路交通法第77条実項に基づき、当該行為による交通への影響の信息、当該行為の公益性の程度、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に割案した上で、個別集体的に判断することしてもり、事前相談への適切な対点、合意形成の円滑化への協力、道路占用許可との一括密付制度の運用等、既に道路使用許可に係る申請手続の簡素化及び平均れた包図っている。 なお、道路使用許可手続が円滑に行われるために、事前相談に対して、適切な助言、情報提供等を行うこととしているところである。	-	-	-
1430	0 株式会社バドシーディン グ	三角表示板の設置義務は 危険な作業!	道路交通法 第九条の十七 令第二十七条の 大第一号 の内閣府令で定める基準は、次に掲 げるとおりとす。 「あ状の停止表示器材/次条において「停止表 示板」という。) にあつては、次に該当するもので あること。 イ 別記様式第五の五に定める様式の中空の正立三角形の反射部割しば違光反射部を有す ももの又は別記様式第五の六に定める様式の中空の正立正三角形の反射部割しば違光反射部を有す ももの又は別記様式第五の六に定める様式の 中空の正立正三角形の反射部を有するもので あること。[3] ロ 復順、二百メートルの距離から前照灯で照射 した場合にその反射光芒照射位置から容易に確 認できるものであること。 ハ 反射光の色は、赤色であること。 一 野面上に墨直に設置できるものであること。 二 灯火式の停止表示器材/次条において「停止 表示灯」という。) にあつては、次に該当するもの であること(4)。	ば、悪天候でも車内で特優できるのである。トン ネル内や、高泉機であった場合、避難するのは 返って危険な行動なのである。 (弊社、ホームページ内CG動画参照願にます) 電波ハザードランプを選択肢に加えて頂きたい。	停止表示器材は、故障その他の理由により、高速自動車国道等の本線車両等に停止 せざるを得な、場合に、交通の安全・円滑を確保するために表示が義務付けられている ものである。御提案の「電波・サーランプ」を停止表示器材として変わるためには、全て の車両が同様の装置を装備していることが必要となるところ、自動車運転者・使用者等 の負担等も書館すると、現時点で11を一中に直接務化することに関連と考える、 なお、特区であるか否かにかかわらず、現在変められている停止表示器材と労せて御 提案の装置を使用することについては、追覧を通に支険を生きものでなく、電波法等 の各種法令に適合するものである限り、差し支えないものと考える。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	で、その機会を設けて頂きたく存じます。 当該提案に関し行ってはならない条件が2件	特区であるか否かにかかわらず、現在定められている停止表示器材と併せて 御提案の装置を使用することについては、道路交通に支障を生ずるものでは なく、電波法等の各種法令に適合するものである限り、差し支えないことにつ いては、以前行った務計要請について、事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等は存在せず、本特区制度における検討対象ではないもの と考える。

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
15601	個人 (スポーツ特区推進研究会)	射撃に関する「スポーツ特区」	鐵砲刀剣所持等取締法第3条、第4条、第5条、 第5条の2、第9条の13等	37手具旧配を削及の存入、当欧心気に8517の		右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	空気貌に係る年少射撃資格認定制度の緩和は、年齢制限を表ったくなくずわけではなく、危 放えは認定の際に個別に判断すればよいと考 気視の所持等可の対象となる競技大会の機 抑は、中央競技団体主催に限れば無限定になる を基準的緩和は、反動が珍しことは本子で 実施されていることから理由になるず、最多の 危験性は年齢を高めに設定することで対応で きるかることから適当になるが、多 のものでは、対している。 を表現しているといる時間に対すを きるかるとくに中間や質別は射撃競技に力を 力が固たくに中間や質別は射撃競技に力を のも、観話力は、といると呼ばしている の。競技力用とのためには、警察や自衛課題 係者に限らず、より概野を広げ、ジュニアから の育成を進める必要がある。	統刀法は、危害予防上の観点から、原則として19歳以上の者でなければ、空気銃の所持許可を受けることができないこととしている。 しかし、オリンピック競技大会等の政令で定める運動競技会における空気競 幹競技については、年少布の参加の途を開いため、その選手又は候補者として推薦された者等で一定の資格の認定を受けた10歳以上19歳未満の年少者が、指定骨準気で射撃指導員の監管を受けて、当該射撃指導員が許可を受けて所持する空気銃を使用することができる年少射撃資格認定制度を例外として設けている。 従来、この年少射撃債格認定制度の対象となる年少者の下限は14歳としていたが、統の判類所持等和総括との一部を改正する法律(平成の年法律部131号)により現行の10歳以上に改められた。これは、2000年オリンピックア・ジーング・ジーング・ジーング・ジーング・ジーング・ジーング・ジーング・ジーング
15704	個人 D (スポーツ特区推進研究 会)	スポーツの場所を充実させ る「スポーツ特区」	道路交通法第77条第1項	地方公共団体の関与や曜日、コース内の関門 設置、ロー力設置、事前広報等の要件の緩和。 大会でなぐも、歩行者で顕き参考に、日常的に 道路を一般市民に開放する。	道路使用許可は、道路の本来の用途に即さない道路の特別の使用行為を無制限に行わせることは、道路交通の安全と付清を図る上に少なからぬ障害を生ずることとなるため一般にはこれを禁止上、再轄警察者をが考して実施がないと認める場合はその一般的な禁止を解除して適法にその行為を行わせるという制度である。 道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないを認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないなるとなれがなくなると認められるときと認められるときのあるとと認められるとは現に交通の妨害となるおそれがないなると認められるときと認められると思められるとはあるが公金上もしくは社会の領害とかなるとされがないであると表れれがななるといこととされている。 マランツ等の発し競技は、使用する道路が長距離にわたり、また、交通規制が長時間に及ぶなど交通に及ぼす影響が大きいことから、御指機の通速により、交通の妨害となるおそれを上の金の公益性があるか否が半期等する上の留意点を示している。これらの留意点を踏まえ、地方公共団体が関与して地域住民、道路利用者等の合意形が知らい国の金の金を終めるの音が表が見られたなるというをの本来の用金をに関して用いたい道路利用者の全部がは一般が回るがよりないるが当時がは一般が回るがようない。通路を掲載技については、道路使用許可手続が円滑に行われるよう記念した理力的な運用を図っているが通路を持ちまである。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	視点に立てば、市民が日常的にスポーツを楽 しんだり練習できる環境を整える方向で考える べきである。道路は、市民にとって最も身近な 場所であり、スポーツにも適している。	「市民が日常的にスポーツを楽しんだり練習できる環境」がいかなるものを意味するのか必ずしも明らかではないが、マランンや自転車ロードレースといった路と環体は、使用する道路が長距離にあたり、また、交通に及ぼす影響が大きいことから、道路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に加して用いたい。選路を場所的な移動を目的として使用するというその本来の用途に加して用いたい。選路を書所がたる動をしたしていることが表現できるはずの交通の妨害の程度があることは困難であると考っている。他方、も遺路の特別な使用行為を認めることは困難であると考っている。他方、地域活性化に関するというなどの表現があり、地域住民、道路利用者等の含意に基づいて行われるものについては、道路使用許可が円満に行われるよう配置した更力的な運用が図られており、地方の実情等を踏まえた対応をしているものと承知している。
16002	リニア中央新幹線整備 D を地域機関に活かす伊 那谷自治体会議	「リニアパレー構想」具体化 に向けた地方創生特区活 用プラン	道路交通法第70条	自動走行における運転手の操作義務を緩和する。	道路交通法第70条について我が国が批准する道路交通に関する条約(昭和399年条約 第17号、いわゆるジュネーブ条約)は、運転者の存在と車両の適正な操機・運転に係る截 務について規定しており、国内法においてこれと異なる規定を置くことは困難である。 また、道路交通法は、技術面における一定の安全性を認められま画等を前程とつつ、その通行方法等を定めるものであるところ、運転者が操縦しない場合の技術的な基準も同時に検討することなして、運転者の操縦に関する截接を緩和することは困難である。 なお、運転者が乗車し、緊急時の危険回避を行うことができる態様であれば、道路交通法上、自動走行システムの実験を禁止する規定はなく、公道実証実験は可能である。	-	-	-

提案管理番号	提来主体の氏石	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の 内容	各府省庁からの検討要請に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	各府省庁からの再検討要請に対する回答
16005	リニア中央新幹線整備 0 を地域振興に活かす伊 那谷自治体会績	「リニアパレー構想」具体化 に向けた地方創生特区活 用プラン	銃砲刀剣顕所持等取締法第5条の2第4項第1号	ライフルの所持許可を受ける場合は、数弾銃 (猟銃)を継続して10年以上所持しなければならないが、これを5年に緩和する。	ライフル統は命中精度及び殺傷効果が散弾銃や空気銃に比して著しくすぐれており、これが凶器として犯罪に使用された場合における破壊力及が威圧力は極めて強大であることから、その所持をライフル銃を真に必要とし、かつ、所持を認めても危険性の少ない者に関定することとしている。 継続して10年以上 気候の所持許可を受けている者については、その間における射撃経験に基づく技術の向上が推定される上に、10年以上の間取消し処分を受けていない点で安全性が十分に期待できることから、ライフル銃の所持を許可しているものであり、特区による競技の所持許可要件の機制は危害予防の戦力が影かられない。 なお、現在も、有害鳥獣による被害を防止するため、ライフル銃による戦闘の捕獲を必要とする方については、銃刀法の規定に基づき、散弾銃を10年以上所持していなくてもライフル銃の所持許可を認めている。	_	-	_
16401	一般社団法人パブリッ 0 ク・ブレイス・パートナー ズ	道路空間の自由化(道路使 用許可の特例)	道路交通法第七十六条2項 道路交通法第七十七条	「特例道路使用許可事業」による「道路使用許可 区域」の設定と、道路使用許可の特例(歩行者 安成の設定と、道路使用許可しやすい基準の明確化)	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付された条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれがなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上割しくは社会の債置とむを得ないものであると認められるときは、所轄警察署長は、許重としては、対域なるないこととされている。道路使用する行為が収益を件うもの方あるとと、整時的かつ反復的(一行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定的な判断を下すことはなく、道路交通法第77条第2項に基づき、当該行為による交通への影響の度も、当該行為による交通への影響の度も、当該行為による交通へ以等を総合的に勘案しているところ、とりわけ、国家戦略特別区域における特定事業を成の状況等を総合的に勘案しているところ、とりわけ、国家戦略特別区域における特定事業を成の状況等を総合的に勘案しているところ、とりかけ、成当性があると認められ、申請があれば、その社会的な意義を踏まえ、道路使用許可手続が円滑に行われるよう記憶した弾力的な適用を図っていることから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。	-	-	_
16501	- 般社団法人パブリッ 0 ク・ブレイス・パートナー ズ	道路空間の自由化(道路空間)の公園化)	道路交通法第七十七条	「道路使用許可の特例」による「道路使用許可区域」の設定	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認められるとき、許可に付きれた条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないなるとおれがななると認められるときない。 まるおそれがなくなると認められるとき又は現に交通の妨害となるおそれはあるが公益上表しくは社会の慣置とやむき停むいものであると認められるときは、所轄警察署長は、許可をしなければならないこととされている。 また、道路交通法事2条第1項第1号に規定する道路(道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第3項第1項規定する道路(道路法第2条第1項用、規定する通路、道路運送法第2条第1項所における行為については、道路使用許可を要しないことから、边路使用的可令特例を設ける必要はないものと考えている。なば、神程集中の道路を廃止し、公園化することについては、道路の供用廃止等に関して、道路法の観点からの検討が必要と考える。	-	-	-
17301	0 森ビル株式会社	エリアマネジメントに係る道 路交通法の特例 (国家戦略道路占用事業と あわせての道路の使用の 許可)	道路交通法第77条	申請に関する行為が国家戦略道路占用事業に	道路使用許可の基準については、道路交通法第77条第2項の規定により、道路使用許可の申請があった場合において、当該申請に係る行為が、現に交通の妨害となるおそれがないと認めれるとき、許可に付きれた条件に従って行われることにより交通の妨害となるおそれがないなるとを扱められるときと表しては、近年の大きなの事となるおそれはあるか公益生るとは利に交通の妨害となるおそれはあるか公益生るとは、は社会を認められるとき、所籍警察署長は、許可をしなければならないこととされている。 道路使用許可の可含を判断するに当たっては、道路を使用する行為が収益を伴うものであること、無終的かつ反復的に行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定であると、無終的かの反復的に行われるものであることなどの一事をもって直ちに否定への必要制をですことはな、「遊校通法第7年条第2項に基づき、場接行為によるであるの必要性の復復、地域住民、道路利用者等の合意形成の状況等を総合的に制定していること。といれ、国家戦略特別区はよおける特定事業も含め、地域活性に資する道路使用については、公益性があると認められ、申請があれば、その社会的な意義を踏まえ、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。	右提案者からの意見を 踏まえ、回答されたい。	#EC 9 るも入・制度拡大で各種乗りる。 ・国家戦略特別区域法に「区域計画に定める 事業については道路交通法77条2項の規定に かかわらず同条1項の許可があったものとみな す」とする特例を新設する。当該区域計画を定 かる区域を送り継ば長した戦後原列の事業員	警察においては、社会的な意識があり、地域住民、道路利用者等の合意に基づいて行われるイベント等については、道路使用許可が円滑に行われるよう配意した弾力的な運用を図っているところであるが、その目的は地域活性化に図ったのではないこと、とりかけ、国家戦略特別区域における特定事実については、公益性があると認められ、申請があれば、その社会的な意識を踏まえ、道路使用許可が円滑に行われるよう配きした弾力的な運用を置きていることから、道路使用許可の特例を設ける必要はないものと考えている。